

令和5年11月1日

建設工事等入札参加業者 各位

軽井沢町総務課

### 下請負等における町内業者の活用促進について

現下の経済情勢の中、地元企業を取り巻く環境は大変厳しいものとなっております。

当町では、建設工事等の発注にあたり、地域経済の活性化及び町内業者の育成・振興と地域雇用の促進を図る観点から、町内業者への発注を優先するよう努めております。

入札参加資格業者の皆様には、このような当町の取り組みについてご理解いただき、当町発注工事等を受注された際には、町内業者の受注機会の確保の観点から下記事項についてご配慮いただきたくお願い申し上げます。

#### 記

##### 1. 下請発注における町内業者の活用

当町発注工事等の施工に際し下請発注する場合には、町内業者を優先して活用するよう努めてください。

##### 2. 建設資材、建設機械等の購入や借入における町内業者の活用

工事の施工に必要な建設資材、建設機械等を購入又は借入れする場合は、できる限り町内業者を優先して活用するよう努めてください。

##### 3. 下請発注における建設業法等の関連法令の遵守

工事を下請発注する場合は、適正は価格で請け負わせ、また、下請代金を適正な期間内に支払うなど、建設業法等の関係法令を遵守してください。